

## 緊急事態宣言下の教育活動における学校での過ごし方について

平素より、本校教育推進にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、滋賀県においては、9月12日まで「緊急事態宣言」適用されています。つきましては、当該期間の学校における感染拡大防止の強化対策として、当面、下記の点について留意し、児童に安全、健康を最優先にした教育活動を実施していきたいと考えています。ご理解ご協力のほど、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1、従来の対応に加えた感染防止対策強化にかかる基本的な考え方

- ・当面（9月12日まで）は、これまで以上に児童の安全、健康を最優先に、感染拡大の可能性が高い教育活動は行わないようにします。
- ・9月12日以降の教育活動については、2学期開始以降の感染状況を踏まえて判断します。

#### 2、教育活動について

##### (1) 学校生活全般

- ・毎日の検温は必ず家庭で実施し、健康観察カードに記入して持たせてください。無理をして登校させないようお願いいたします。家族の中に発熱症状等のある場合も登校をお控えください。また、検査受検等に関わる連絡は確実にお願いします。
- ・マスクの着用を徹底します。（登下校中、運動時などの熱中症の危険がある場合は外します。）予備のマスクとマスクを外した時に入れておけるマスク袋（記名）も必ず持たせてください。
- ・登校時、2校時終了時、給食前の手洗いまたは手指消毒を徹底します。必ずハンカチを持たせてください。
- ・感染者等への人権的配慮ができるよう、学年に応じた指導をします。
- ・感染リスクが高い掃除活動は行いません。また、給食時も黙食を徹底します。
- ・うがい、歯磨きは原則行いません。歯科治療等で必要がある人は、保健室前の手洗い場で、養護教諭の見守りのもと行います。
- ・登校時に発熱等の症状が見られた場合は、学校で様子を見て休ませることができませんので、ご家庭に連絡をさせていただきます。その際は、できるだけ早めにお迎えをお願いします。

##### (2) 教育活動

- ・教室内では、左右前後間隔をとり、正面を向いて授業を受けます。また、児童が対面形式となるグループワークは行いません。
- ・期間中の校外に出での学習は実施しません。期間解除以降も、慎重に判断します。
- ・期間中、密になるような運動や運動会の集団練習は行いません。
- ・家庭科における調理実習やミシンの指導はなど、基本道具を共有する活動は行いません。

・9月1, 2日の下校時刻・・・11:50

・9月3日～10日の下校時刻・・・12:50